平成２７年（フ）第５６３号
熊本県菊池市泗水町吉富468番地18
債務者　清川　恒光
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５６９号
熊本市東区尾ノ上２丁目12番22号　スペースＫ１　103号
債務者　井上　理絵
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３７９号
大分市南鶴崎３丁目２番10号（パレ・ドール鶴崎Ⅱ904）
債務者　髙畠　朱音
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６０号
神奈川県横須賀市東逸見町１丁目１番地３―803
債務者　ペリー彩音（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１７０号
神奈川県横須賀市追浜東町３丁目５番地
債務者　曽我加奈重（旧姓西岡）
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第３４４号
大分市大字上宗方717番地の１（日生ロイヤルマンション上宗方906）
債務者　小山　直子（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成27年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５４号
神奈川県小田原市堀之内80番地、前住所神奈川県小田原市井細田127番地
債務者　森　　律江
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４４６号
神奈川県平塚市東中原１丁目22番17号
債務者　加藤芙美子
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第８１号
山口県下松市旗岡２丁目６番１―104号
債務者　山田　洋美
1　決定年月日時　平成27年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第２１８号
埼玉県本庄市児玉町児玉1452番地１　豊荘Ａ―３
債務者　干場　美則
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１４０５号
名古屋市港区多加良浦町４丁目269番地　タウニーＩＴＯ202号、従前の住所名古屋市北区尾上町１番地の２　尾上団地６棟1212号
債務者　笠本　睦喜
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５８９号
愛知県愛西市川北町山56番地
債務者　吉川　美咲（旧姓波多野）
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３４８号
名古屋市天白区一つ山１丁目66番地　一つ山荘東Ｔ―７棟104号
債務者　有馬　浩二
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９４６１号
静岡県浜松市中区住吉２丁目32―10
債務者　水野　修治
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９４６２号
東京都東大和市湖畔１丁目1004―25
債務者　水野　澄子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９４７４号
東京都福生市大字福生650―３―202
債務者　柳田　智子（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部